

令和3年第4回土別市議会定例会会議録（第4号）

令和3年12月16日（木曜日）

午前10時00分開議

午前11時50分散会

---

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

---

出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	中山義隆君
	3番	苔口千笑君	4番	真保誠君
	5番	奥山かおり君	6番	西川剛君
	7番	十河剛志君	8番	佐藤正君
	9番	谷守君	10番	村上緑一君
	11番	丹正臣君	12番	国忠崇史君
	13番	喜多武彦君	14番	大西陽君
	15番	谷口隆徳君	16番	山居忠彰君
議長	17番	遠山昭二君		

---

出席説明員

市長	渡辺英次君	副市長	法邑和浩君
総務部長	中舘佳嗣君	市民自治部長	藪中晃宏君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	鴻野弘志君
建設水道部長	千葉靖紀君		

---

教育委員会 教育委員長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	三上正洋君
----------------	-------	-----------------	-------

---

病院 副管 事理 業者	三好信之君	経営管理部長	東川晃宏君
----------------------	-------	--------	-------

---

監 査 委 員 浅 利 知 充 君

監 査 委 員 長

岡 崎 忠 幸 君

---

事務局出席者

議 会 事 務 局 長 穴 田 義 文 君

議 会 事 務 局 長

岡 崎 浩 章 君

議 会 事 務 局 主 査 中 井 聖 子 君

議 会 事 務 局 主 査 中 井 聖 子 君

駒 井 靖 亮 君

---

(午前10時00分開議)

○議長(遠山昭二君) ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長(遠山昭二君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(穴田義文君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

---

○議長(遠山昭二君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

7番 十河剛志議員。

○7番(十河剛志君)(登壇) 第4回定例会に当たり、通告に従いまして、一問一答方式で一般質問を行います。

最初の質問は、子宮頸がんワクチンの接種について質問いたします。

国は8年前、平成25年に積極的な接種の呼びかけを中止していた子宮頸がんワクチンについて、後藤厚生労働大臣は、ワクチンの安全性や有効性のエビデンスを改めて整理し直し、84の協力医療機関の体制を整備し、また、国民に対する広報を丁寧に行い、理解を求めてきた。その結果、定期接種を受ける割合も1%から10%に上がった。そうした手順を踏んだ上で、今回、積極的勧奨をもう一度再開していくことを決定したと述べられ、来年4月より積極的な呼びかけを再開することを決めました。

子宮頸がんは子宮の出口付近にできるがんで、そのほとんどはHPVと呼ばれるウイルスに持続的に感染することで発症し、日本では20代から40代を中心に患者数が増えている、厚生労働省によりますと、毎年およそ1万1,000人の女性が子宮頸がんになり、およそ2,800人が亡くなっています。HPVは、女性の50%以上が生涯で一度は感染すると推測されています。主に性交渉によって感染するため、予防のためには、性交渉を経験する前にワクチンを接種することが最も有効とされています。

HPVには200種類以上のタイプがあり、現在小学6年生から高校1年生までの女性が定期接種として公費によって無料で接種できるサーバリックスとガーダシルという2種類のワクチンは、子宮頸がんを引き起こしやすいHPV16型と18型の感染を防ぐことができ、6か月間に3回摂取することによって、子宮頸がんの原因の50%から70%を防ぐことができるとされています。海外のカナダ、イギリス、オーストラリアなどでは、80%以上の方がワクチンを接種しています。

私はこれまで、乳がん・子宮頸がん検診促進全国大会などの活動に参加をしてきたことから、子宮頸がんワクチンについては、定期接種になる前から議会で何度か質問させていただきまし

た。平成25年の決算審査でお聞きしたときの接種率は平成23年で75.1%、24年36.9%でありましたが、25年以降の接種状況はどうなっているのかお知らせください。

来年4月から子宮頸がんワクチンの積極的勧奨による接種が開始されるとのことですが、本市で対象となる方はどの程度いるのか、また、今行っている12歳から15歳の新型コロナウイルスワクチンと年齢が重なりますが、混乱するようなことはないのでしょうか。

大阪大学の研究グループは、無料で接種できる年代を過ぎた16歳から21歳までの女性のうち、およそ260万人が無料接種の機会を逃したと分析されています。また、この世代の女性のおよそ7割がワクチンを接種していたら、子宮頸がんになる人をどれだけ減らせたか試算したところ、ワクチンで子宮頸がんの発症を60%防ぐとした場合、将来、子宮頸がんになる人を2万2,000人減らすことができ、5,500人が子宮頸がんで亡くなるのを避けられたとしています。積極的な接種の呼びかけを中止して8年間、接種機会を逃した方は本市においてどの程度いるのか、また、その方々に対する公費での接種は、今後どのようになるのかお知らせください。

新型コロナウイルスの感染拡大で外出自粛が求められる中、接種のタイミングを逃す人もいます。厚生労働省は昨年3月、HPVワクチンに限らず、定期接種のワクチンについて相当な理由があると自治体が判断すれば、期間外になっても公費対象としてよいとしています。それを受けて、東京都江東区や港区、大阪市などでは、既に接種期間外になった高校2年生相当の人を対象に22年度末まで公費の対象としています。各自治体の対応はばらばらで、期間の延長を決めても個別に知らせない自治体もあると聞いています。厚生労働省では接種を受ける際の参考にしてもらおうと、ワクチンの有効性や接種後に報告された症状などを紹介するリーフレットを作成し、昨年10月以降、接種対象の年齢の女性がいる世帯に自治体を通じて配布を始め、今年3月までに全国の市町村の61%がリーフレットを配布したとあります。本市では、子宮頸がんワクチンを含む定期接種のワクチン接種の延長や接種対象のいる世帯への対応は、どのようにされているのかお知らせください。

ワクチンは、子宮頸がんワクチンに限らず、効果とリスクがありますので、有効性と安全性の情報を丁寧に説明し、また、子宮頸がんで苦しむ方を少しでも出さないためにも、ワクチンと定期検診が必要なことを理解してもらうことが重要だと思います。以前、議会答弁では、受診率向上の施策として子宮頸がんの啓発活動、セミナーの開催、ポスター掲示の拡大、広報紙での案内を行うと言われておりました。ぜひ、この機会にワクチン接種の接種推進と受診率の向上の施策を行い、欧米並みの周知徹底をして早期発見、早期治療につなげていただくことを強く要望して、この質問を終わります。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 十河議員の御質問にお答えいたします。

平成25年6月から積極的勧奨を中止していた子宮頸がんワクチンについて、国は昨年10月9日に子宮頸がんワクチンの定期接種に関する情報提供を行うことを目的に、対象者への個別通知を行う旨を各自治体へ通知しましたが、一方で、通知については積極的な勧奨とならないよ

う留意するとの注意が示されました。本市ではこの通知に基づき、本年4月に2種混合ワクチンの接種券に同封する形で、小学校6年生の女子とその保護者を対象に子宮頸がんに関するリーフレットを送付したところです。

これまでの接種の推移についてですが、積極的勧奨が中止となった25年度は接種対象者199人に対し接種完了者22人、接種完了割合は11.1%で、前年度と比較し勧奨の中止が大きな影響を与えていたことがうかがえます。その後、26年度から今年11月末時点まで接種を完了した方は5人で、各年度の接種完了割合はほぼゼロで推移しています。

こうした中、去る11月26日に国はワクチン接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたとし、積極的勧奨を再開する旨を各自治体に通知をいたしました。通知では、予防接種法に基づき個別勧奨による確実な周知に努めることが求められており、具体的には、令和4年4月から当該年度中に13歳または16歳になる女子に対して個別勧奨する方法が挙げられていることから、本市では109人が個別勧奨の対象となります。また、積極的勧奨の中止により接種機会を逃した16歳を超える方は520人と推計されますが、現在国において、この方たちに対する公費による接種機会の提供に向けて議論が始まっていることから、引き続き国の動向を注視してまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種と対象年齢が重なり、混乱は生じないかとの御質問ですが、新型コロナウイルスのワクチンについては、他の予防接種から2週間の間隔を空ければ接種可能であり、子宮頸がんワクチンはそれぞれの接種間隔が比較的長いことから、接種日程の調整は行いやすいものと考えます。また、16歳未満の新型コロナウイルスのワクチン接種は、原則として保健福祉センターの集団接種会場で実施しており、子宮頸がんワクチンは各医療機関の外来で実施していることから、接種時の混乱は少ないものと考えています。

次に、新型コロナウイルス感染症の外出自粛など、やむを得ぬ事情によりワクチン接種が受けられなかった方への対応についてです。外出自粛要請についてはあくまでも不要不急の外出に対する要請であることから、保護者等に対しては、この間、各種検診等の際に定期接種は不要不急ではないことや定期接種は期間内に接種することが重要であることを説明し、受診勧奨を行っています。これまでに、子宮頸がんワクチンをはじめ、定期接種が受けられなかったことに関する相談は入っていませんが、相談があった場合は、国の通知に基づき定期接種と同様の取扱いとなるよう対応してまいります。

子宮頸がんワクチンについては、極めて高い予防効果が報告されている一方で、手足の痛みや発熱、頭痛などの副反応や、因果関係は不明ですがワクチンの接種後にアナフィラキシーやギラン・バレー症候群などの重篤な症状の報告もあります。本市としましては、今後、積極的な勧奨の再開を進めていく予定ですが、併せて副反応の事例などについても周知を行うとともに、今後、国から提供される勧奨用資材等も活用しつつ、ワクチン接種の効果とリスクに関する正確な情報提供に努めてまいります。また、ワクチン接種はあくまでも予防であることから、ワクチン接種と併せ、子宮頸がん検診についても積極的な受診勧奨を行ってまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 十河議員。

○7番（十河剛志君） 1問だけ、少しお聞きしたいと思います。

今、答弁の中でも、検診のことも触れられていましたけれども、4月から再開するに当たって、HPVのワクチンについては男性にも効くという、そして海外ではそれも公費になっているということもありますので、そういう点も周知をしていただきたいと思うことと、最後に市長が言われた検診の受診率を上げてもらうように、もっと積極的な受診、接種だけではなくて、受診のほうは前に聞いたときも30%台で、士別はあまり高くないんですよ。だから、その辺も含めて、周知徹底をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠山昭二君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えします。

男性もこのワクチンについては接種できるということで、ただ、今のほうでは定期接種ということではありませんので、あくまでもこれは個別の接種ということになりますけれども、その部分についても効果等、共に周知はしてまいりたいと思います。

また検診、これについては、この検診だけではなくあらゆる検診もそうでありますけれども、一人でも多くの方が検診に来ていただけるような周知のほう、在り方を検討し進めていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 十河議員。

○7番（十河剛志君）（登壇） 2問目の質問に入ります。

新庁舎における各種申請の簡素化と空きスペースを活用した広告収入での財源確保について質問いたします。

まず、1問目は、新庁舎における各種申請手続について。

旧庁舎は、昭和39年の供用開始以来50年が経過し、建物の老朽化、狭隘化が著しくなり、市民の利便性や職員の業務効率などに様々な弊害が生じてきていることから、平成20年の士別市総合計画において、庁舎整備を大規模改修と位置づけ、また、東日本大震災の発生により、災害における庁舎機能の重要性が再確認される中で、災害対策機能の充実も含めた検討を進め、厳しい財政状況を踏まえた上で、改修、改築の両面から検討を行うほか、窓口機能をはじめとする市民サービスの拡充をはじめ、市民が使いやすく、市民に親しまれる、市民のための庁舎になるように取組を進め、昨年5月に新庁舎が開庁いたしました。本庁舎整備検討市民委員会の提言では、誰もが利用しやすい窓口機能の導入として、バリアフリー化はもとより総合案内やワンストップ窓口、ワンフロアでのサービス提供など、市民が分かりやすく利用しやすい窓口機能を導入すること、来庁者アンケートでは、庁舎の整備に当たり特に必要と思うことの中で総合案内窓口やワンストップ窓口、分かりやすい案内表示が43.4%です。パブリックコメントでは、窓口機能はワンフロアで窓口をワンフロアに集約、配置。手続を一つのフロアででき

る。相談機能の多様化と市民のよろず相談室の設置、充実を図るなどの提言があり、検討を重ねて新庁舎の開庁となっていると思います。

私の感想では、新庁舎の窓口については入り口からのバリアフリーになっており、旧本庁舎にはなかった総合案内が設置されたことで、来庁者は迷うことなく案内され、安心して来庁することができるようになったと思います。ワンフロアについても、1階に申請窓口を集中させ、各申請窓口の色分けもあり導線が分かりやすくなったと思っております。旧庁舎のときには、窓口に会計室を含めると、一日平均280人が申請や相談、支払いなどに来庁されておりましたが、新庁舎になっても、転入や転出、死亡などの手続で多くの方が来庁されると思いますが、各種手続で新庁舎になり簡素化や迅速化などに工夫されたもの、また、システムの関係で全てがワンストップサービスで行えるとは思いますが、限りなくワンストップに近づけるために取り組んだ点などがあればお知らせください。

次に、終活支援について質問いたします。

終活支援では、少子高齢化が進む本市は、65歳以上の割合が40%を超える中で、自身のライフプランを想像するとともに、最後を誰に託すかという漠然とした不安を抱える人も増えてきています。生涯未婚率の上昇や独居老人の増加を受け、自治体による終活支援事業が広がりつつあります。

そんな中、2018年5月、横須賀市では、万が一のときのために本籍地に関する情報やエンディングノートの保管先、葬儀、遺品整理の契約先、お墓の所在地などを事前登録し、指定した人に開示できるサービスを開始しています。ほかの地域に関しても、希望者にエンディングノートの配布や終活セミナーを実施するなど、終活支援事業に取り組む自治体が増加しています。本市でも介護支援や見守り、安否確認などの高齢者に対するサービスを行っておりますが、家族構成、年齢、健康状態などにより内容や方法は異なりますが、センシティブな相談をする場合もあるため、自治体をはじめとする信頼の置ける機関での支援を望む声が多いと考えられます。本市の行っている終活支援と今後の考え方をお聞かせください。

次に、お悔やみ手続の簡素化についてです。

身内が亡くなった際の手続は、御遺族は悲しみの中で行わなければなりません。その手続は、申請の種類も関係する窓口も多く大変です。お悔やみ手続をワンストップで行えるお悔やみ専門の窓口を開設している自治体やお悔やみファイルを作成して手続の簡素化をしている自治体もあります。本市の対応をお聞きしたところ、お悔やみチェックリストを作成し、葬儀を行う方などから遺族へお渡しして、後日、申請してもらう方式を取っており、来庁された際には市民課、税務課、都市マネジメント課をワンストップで行い、福祉の窓口へ案内すると伺いました。お悔やみチェックリストも非常に分かりやすく、よくできていて、市民サービスの向上に努めておりとても感心いたしました。明るく分かりやすくなった新庁舎で事務事業の見直しもを行い、市民サービスを上げることで来庁者からの反応はいかがでしょうか。

最後の質問は、広告収入による財源確保について質問いたします。

本市は、今年度から5か年の財政健全化実行計画が始まりました。これからは歳出削減だけではなく、ふるさと納税や広告収入などで自主財源を確保していく必要があるのではないのでしょうか。全国の自治体では、財源を確保するために庁舎の空き空間を利用した広告や広報紙をはじめとする出版物、ホームページ、封筒、ごみ袋、給与明細など、あらゆるものに印刷を入れています。広告は本市の財源確保につながるだけでなく、企業側の効果として企業のブランディング向上やエリア、ターゲットの特定した効果的なPRが可能であり、地域の貢献企業としての効果もあると思います。以前にも、議会の中で度々広告の質問をさせていただきましたが、一向に広告が増える形跡はありません。ぜひ検討していただき、士別市と広告に協力してくれる企業が共に利益を生むような広告宣伝事業をしてはいかがかと考えますが、本市の見解を求め、一般質問を終わります。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 藪中市民自治部長。

○市民自治部長（藪中晃宏君）（登壇） 十河議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から、新庁舎における各種申請手続、お悔やみ手続の簡素化、広告収入による財源確保について答弁申し上げ、終活支援については、健康福祉部長から答弁申し上げます。

初めに、新庁舎における各種申請手続についてです。

新庁舎は、利用しやすい庁舎、親しまれる庁舎として、構想段階から市民委員会を設置し、性別、年代にとらわれることなく幅広く御意見をいただき、計画に反映してきました。新庁舎で最も特徴的と言えるのが、議員お話のとおり、1階に各種窓口が集約され、ワンフロアで手続が完結する仕組みとなったことです。特に市民課の窓口には、住民票などの交付、死亡や婚姻の届出など多くの方が来られますが、これらの手続は複数の係に関連する場合が多く、手続に漏れがないよう、様々な対策を講じているところです。その一つとして、各種証明書を取得する際、本人確認書類や委任状については、市民課と税務課それぞれで必要とする場合が多いことから、書類を共用し、手続の簡素化を図っています。

また、転入届と死亡届については関連する窓口が多いことから、必要な手続や窓口が一覧で分かるチェックリストを作成し、来庁者に御活用いただいております。

システムの都合からワンストップで全ての手続を完結することは難しいですが、来庁者の移動ができるだけ最小限で済むよう、職員が入れ替わり対応することでスムーズな手続ができるよう心がけています。今後におきましても、来庁者にとってより便利で分かりやすい窓口サービスの向上に取り組んでまいります。

次に、お悔やみ手続の簡素化についてです。

御家族が亡くなった場合の手続は、亡くなられた方によって必要な手続が異なり、中には複雑多岐なものも含まれることもあり、御遺族の方にとって大きな負担になっている場合があります。他の自治体では、手続を一元化した窓口を設置する取組を行っている事例もございますが、本市では死亡届を提出する際、お悔やみチェックリストにより、必要な手続や持ち物を確認していただき、手続が極力減るよう事前にお渡ししています。それにより、チェックリスト



を確認し、必要なものを全部そろえ、全部持ってきたよと手続に来られた方もいらっしゃいますし、葬儀会社からは、見やすいですとか、分かりやすいなどの声もありました。御遺族が手続に来た際は、職員と再度チェックリストで確認しながら、手続が必要な窓口へ御案内をしています。高齢化により世帯構成や家族形態が変化していく中、親族が遠方となる場合もあり、御遺族の手続の負担は一層増加することが想定されるため、御遺族の不安や負担を少しでも軽減し、分かりやすく親切、丁寧な対応を心がけてまいります。

次に、広告収入による財源確保についてです。

現在、本市の広告収入としては、市ホームページのバナー広告のみで、5社、年間で34万円の収入となっています。以前、6社から掲載申込みをいただいていた時期がありましたが、1社から都合により掲載しないと判断された経過もございます。平成24年の決算審査特別委員会で十河議員から同様の質問があり、19年に広告を募り作成したごみ分別事典での広告収入について答弁いたしました。当時は一斉に全戸配布するという事情もあり、試行的に取り組みましたが、現在は、転入者や紛失、破損した方のみ配付としており、広告掲載はしていません。十河議員お話のとおり、各自治体では様々な取組が展開されており、本市でも封筒への広告掲載について検討した経過がありますが、実施には至っておらず、また、今後の検討に当たっては、デジタルトランスフォーメーションの推進による紙媒体の減少を見据えた対応も必要であると考えております。

広告は双方に費用対効果が求められるものであり、企業側からの問合せなど、現在はない現状にありますが、他自治体の事例のほか、デジタルサイネージなどの活用について、情報収集、調査・検討を進めるとともに、あわせてクラウドファンディングなどによる事業費確保についても研究をしております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君）（登壇） 私から、終活支援についてお答えいたします。

これまでの終活に関する本市の取組については、平成30年12月にいきいき健康センターで開催した、エンディングノートをテーマとした終活講演会や31年2月の広報しべつへの特集記事の掲載を行いました。また、本年10月には、市が権利擁護業務を委託している士別地域成年後見センターによる老人クラブの出前講座における、成年後見制度と終活についての講話のほか、高齢者の総合相談を行っている地域包括支援センターや在宅介護支援センターにおいても、直接的な相談は少ないものの断捨離や合同墓への応募のことなど、終活の取組についての話題も出てきていると伺っています。

さらに昨年7月には、本年4月施行の第8期介護保険事業計画に係るアンケートにおいて、終活に関する調査を実施したところ。その調査の回答では、約7割の方が終活という言葉を知っており、心配事としては、土地、家屋などの財産のことが最も多く、次いでお墓、葬儀のこと、服などの身の回りのものの整理、写真などの思い出の品の整理となっています。支

援をしてくれる人の有無の項目では、支援を受けることができないとした方は6.5%と少なく、多くは自身の配偶者をはじめ、子供やその配偶者、兄弟姉妹などに支援を受けることができるとなっています。

このことから、終活を含む高齢者の総合的な相談窓口と併せ、心配事として挙げられていた財産、お墓、葬儀などについての具体的な対応方法などを周知啓発が必要と考えています。終活は、判断能力の不十分な方々を保護し支援する成年後見制度との関連が出てくる可能性もあるため、担当者が相続争いや親族間の紛争に巻き込まれることがないように、場合によっては、弁護士への依頼も視野に入れつつ、成年後見センターや社会福祉協議会などの関係機関と連携を図りながら支援の充実強化に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 2番 中山義隆議員。

○2番（中山義隆君）（登壇） 昨日の谷議員の質問と重なる点、また、今日の新聞とも重なる点があるかもしれませんが、通告により、第4回定例会一般質問を一問一答方式で行いたいと思います。

まず最初に、米需給対策についてを議題にし、一般質問をいたしたいと思います。

先般、臨時閣議での2021年度補正予算案、農林水産関係で8,795億円を計上し、米需給対策をはじめ、燃料や資材の高騰対策、新型コロナによる需要減への対応策、また、資材価格の高騰対策では、肥料コストの低減に向けた緊急事業として45億円を充てた。土壌診断やそれに基づく堆肥の使用やドローン、小型無人飛行機による追肥などの実証を支援するとし、環太平洋連携協定、TPP対策として310億円を計上した。産地生産基盤パワーアップ事業では、燃油高騰を受け、施設園芸へのヒートポンプの導入支援、また、飼料価格の急騰に対する異常補填基金の積み増し対策に230億円。コロナ禍による外食やインバウンド、訪日外国人、需要減少の影響を受けた農家を対象に、新たな販路開拓の費用を助成する事業に200億円を充てた。米の需要対策費は904億円、主食用米から、麦、大豆、子実用トウモロコシ、野菜などへの転換を支援する水田リノベーション事業の予算を大幅に増額、420億円を確保。TPP対策では、輸出拡大対策の施設整備や機械導入を支援する畜産クラスター事業などを含め3,200億円を計上した。

本市において、令和3年度では水田面積2,410ヘクタール、転作面積の小麦面積約1,533ヘクタール、大豆面積1,633ヘクタール、てん菜面積501ヘクタール、バレイショ面積84ヘクタール、そば228ヘクタール、豆類101ヘクタール、牧草、飼料作物約1,863ヘクタール、野菜面積335ヘクタール余り、地力、雑穀、その他面積540ヘクタール余り、水田面積と野菜面積を除くと、約6,800ヘクタールが本市の面積に対する交付金が見直されるということになります。

本市農業、生産者の生活を脅かすことになり、本市にとっても関係機関にとっても運営に打撃を与えかねない。また、石油原油価格の高騰に伴い、温床資材、肥料、有機肥料などの生産ラインにも影響を及ぼしている。また、日本製紙は令和4年4月から日本の輸入の9割を占め

ている原紙を値上げ。牛乳パックでは12%、れんが型容器5%、及び印刷用紙、情報用紙、産業用紙15%以上の値上げをする方針。

また、米価格の低迷についても、コロナ禍の影響で外食産業での動きが鈍く、在庫を抱えている状況です。

今回の補正予算の中で、本市に合った事業内容を細かく割り振り、本市の基幹産業、農業の生産者に対する情報提供を進めてもらいたいと思います。お考えをお聞きしたいと思います。

(降壇)

○議長（遠山昭二君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 中山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、水田面積に対する交付金の見直しのお尋ねについてですが、水田活用の直接支払交付金の見直しに伴う要請活動に関しては、昨日、丹議員への答弁で申し上げたとおりであり、営農や今後の担い手対策にも甚大な影響があると考えています。また、基幹産業が農業である本市にとっても、市内全体の経済に多大な影響があることから、今後も、現場の実情を国に対して伝えていく考えです。

次に、2021年農林水産関係補正予算に関する生産者への情報提供についてです。

このほど、国から示された本補正予算については、総合的なT P P等関連政策大綱に基づく施策の実施、米の需要及び価格の安定に向けた対策の実施などがあります。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた経済支援と食料産業の強化、ポストコロナ社会を見据えた農林水産施策の推進、防災、減災、また、国土強靱化と災害復旧等の推進を重点項目として掲げるなど、事業数は56事業に上ります。本市に関する主なものとして、水田農業に関し、輸出や加工品原材料等の新たな需要拡大が期待される農作物へ転換する水田リノベーション事業や人・農地プランに基づく農業用機械や施設導入の支援を目的とした、担い手確保・経営強化支援事業が挙げられます。

そこで、生産者に対する情報提供についてですが、本補正予算以外にも、国の事業は多数あることから、J A北ひびき等関係機関とも協議の上、事業内容等を精査し、本地域の生産者に関するものや営農に影響のある事業については、J A北ひびきを通じてファクス等で周知をしているところです。また、申請期間が短い場合などについては、個別に連絡を行い生産者に不利益が生じないように進めています。今後も迅速かつ丁寧な情報提供に努めるとともに、効果的な手法について検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 中山議員。

○2番（中山義隆君）（登壇） 先日、丹議員に答弁した中で、12月13日に早々に市長のほうから連絡があって、改良区の榎本理事長も早々に行くことになりましたという連絡を受けました。そういう関係上、早急に行動を起こしていただき、要請文を持って行っていただけたことは、市長の若さと行動力には本当に感謝を申し上げる次第でございます。また、関係機関にも感謝

を申し上げたいと思います。

しかし、昨日、衆議院が通過、今日から参議院で審査、また22年産米の需要安定には前年比4万ヘクタール、3%減と大幅な作付転換が必要な状況。今後、さらに関係機関とともに要請活動をお願いして、私からの最初の質問を終わりたいと思います。

次に、6次産業に向けた士別特産品についてを議題にいたしたいと思います。

士別市出身の、士別市農業応援アドバイザー、北海道拓殖短期大学名誉教授三分一敬先生が、平成16年に極大粒黒大豆いわいくろと極大粒黄色大豆ツルムスメを交配し、試験地をいろいろ回り、三分一先生の出身地でもある士別で試験栽培を24年から行い、31年2月に品種登録をいたしました。特徴としては、全国的にも希少な茶色い大豆で、大粒で甘味が強く濃厚な味わいが特徴です。三分一先生からは、最初はビールのつまみの枝豆のつもりで交配、研究したそうです。しかし、大粒の特性を生かして産地での特産品にしてはと思い、本市での今までの取組では、27年度は札幌市納豆製造業者、株式会社豆蔵で茶豆のなっとうという製品を作りました。28年度、士別市農畜産加工株式会社で、枝豆、試験的製造。29年度から本市量販店などで販売。いずれも現在は販売していませんが、同年、日の出食品で豆腐を製造、市内量販店で販売。今年からはまちなかプラザでも販売しております。30年度からは北広島市の株式会社はまなす食品で、はまなす茶豆納豆をコープさっぽろ等で販売開始、今年度からはまちなか交流プラザでも販売しております。

令和元年には試作品のみそ、しょうゆを市内量販店などで試験販売、現在は販売していません。2年度からは家庭菜園用として、市民向けに種子を販売しております。士別農畜産加工株式会社で冷凍蒸し大豆を販売開始し、3年度からはつくも4号乾燥豆を販売開始しております。今までの開発、研究、試作品の成果は、どのような市民の反応が得られたのかお知らせください。

また、今後どのような対策、開発、販売をしていくのか、お考えをお聞かせください。

(降壇)

○議長（遠山昭二君） 鴻野経済部長。

○経済部長（鴻野弘志君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

つくも4号は、本市農業応援アドバイザーでありました三分一先生が、拓殖大学北海道短期大学の教授を務めていたときに、大粒の黒大豆いわいくろと黄色大豆ツルムスメを、茶豆の良食味品種の育成を目的に交配したのが始まりです。先生は、ふるさと士別で特色ある大豆を作りたいとの思いから、平成24年に、本市のような寒冷地で適性があるか試験栽培を実施し、他品種との比較調査と併せ、選抜、育成を進め、31年2月12日に、ダイズ種つくも4号として品種登録されました。全国的にも希少な茶色い大豆で、甘味が強く、味の濃厚さが特徴です。

つくも4号を原料とした製品の販売については、28年1月に札幌市の納豆製造業者が茶豆のなっとうを販売したのが始まりとなり、以降、同年に枝豆、29年に豆腐、30年に北広島市の納豆製造業者によるはまなす茶豆納豆、令和2年に冷凍蒸し大豆の販売を開始しました。同年5

月にはつくも4号の認知度向上を図るため、種子の販売を開始し、本年5月からは、まちなか交流プラザにおいて、つくも4号乾燥豆の販売が開始され、7月には、つくも4号豆大福や、つくも4号シフォンケーキの販売も開始されているところです。

令和元年に加工適性の確認のため、みそとしょうゆの試作品を製造し、みそについては、消費者から味が濃く甘味があり、ふだん使用しているみそと比較しておいしいとの意見をいただいたことから、みその製造業者に、つくも4号を使用したみその製造販売について提案してまいりましたが、製品化には至っていない状況です。しょうゆについては、市販されているほかのしょうゆとの差が出にくいことや製品化には最低でも500ミリリットルで約800本以上の製造が必要となり、需要と供給のバランスが難しく、製品化の可能性は低いものと判断したところです。

今後については、市内事業者において商品開発が活発化していることから、試作品製造にかかる原料の提供などの支援を行うほか、産地として原料を安定供給することが最も重要であることから、市内農業者の皆様の御協力をいただきながら、安定供給に向けた体制づくりを進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 中山議員。

○2番（中山義隆君） 再質問をさせていただきたいと思います。

そういった中で、いろいろ努力されていることは重々分かりました。そんな中で、昨日も丹議員のほうからもありましたけれども、私どもの考えることは、体験工房の～むでの試験、研究及びの～むでの販売許可の取得、それと、つくも4号の研究開発をの～むでしてはいかがでしょうか。

また、米どころ士別でのこうじを使い、先ほど申されたようにみその開発を研究、販売してはいかがでしょうか。

よろしくお願いします。

○議長（遠山昭二君） 鴻野部長。

○経済部長（鴻野弘志君） 再質問にお答えいたします。

の～むを使って特産品の開発等についてということのお尋ねでございます。

今、お話しいただきました試験、販売ということでございますが、まず、食料品の製造販売に関しますと、これは営業許可ということで食品衛生責任者の設置、あるいは作るものによっては食品衛生管理者の設置が必要ということでございます。そういった意味では、の～むに関しましては、農畜産物加工体験交流工房条例によりまして、目的としましては、市民の食育及び地産地消の推進を図るため、体験交流工房としての設置ということでございます。また、その施設としての在り方についても、これは昨日、丹議員への答弁で申し上げたとおりでございますので、現段階で、即の～むを利用した特産品の開発というのは、少し難しいかなというところではございます。

ただ今回、御質問、御提言もいただきましたこの6次産業化については、第3回定例会で真保議員にもお答え申し上げましたが、できる支援については今後も進めてまいるということでございますので、御理解を願えればと思います。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 5番 奥山かおり議員。

○5番（奥山かおり君）（登壇） 第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をいたします。

通告しておりました1点目の投票率向上への取組については、14日の谷議員の質問と重複しておりますので取り下げ、答弁は求めませんが、一言だけ申し上げたいと思います。

投票率を調査した際なんですけれども、40年ほど前のお話になります。昭和57年、私にとっては小学生の頃のお話ですが、その当時の市議選におきまして、投票率が93.89%と、とても高い投票率でありました。行政として、市民が投票する権利を行使する場を確保するため、何ができるか、ぜひ前向きに検討いただきたいと私も思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本題のほうに入ります。

時間外勤務縮減プログラムについてお伺いをいたします。通告の際、勤務という文言のほうを失念しておりましたので、この場で訂正をさせていただきたいと思います。

さて、市長の所信表明でも触れられておりました、元気なまちづくりは元気な市役所づくりから始まるとありますように、まさしく、市職員が生き生きと働くことで、質の高い公共サービスが提供でき、市民と協働しながらまちづくりをすることで、よりよい士別市になると考えます。この2年間は、コロナ禍で従前と業務内容が異なるもの、例えば、イベントのように大人数で行うものは中止を余儀なくされてきましたし、コロナ対応など新規に行われたものなどがあるということは認識をしております。ですので、比較しにくいことであるとは考えますが、新聞報道を通じて時間外勤務が削減されているという記事を目にしまして、実態はどうかという点について伺いたいと思います。

初めに、現在実施している時間外勤務縮減プログラムについて、どういった取組がなされてきたのか、そして、その成果についてお聞かせください。

また、少しずつではありますが、働き方改革の下で労働法制も変わり、時間外労働の上限規制についても厳格化されております。その流れの中で、本市においても長時間労働に対する上限規制が導入されました。時間外勤務手当が発生する係長職以下の職員につきましては、時間外休日勤務命令に基づく労働と、それに対する手当の支給で明確になりますが、管理職については、パソコンでのログイン、ログアウトがタイムカードとして分かっていても正確な勤務時間の実態が把握されず、休日についても出勤している実態があるかと思えます。

そこで、時間外勤務について、士別市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条第2項では、任命権者は、公務のため臨時または緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時

間において、職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができると思いますが、その職員には管理職も含まれるのか。含まれるのであれば、どのように命令処理されているのか。含まれないのであれば、管理職は何に基づいて時間外、休日に勤務しているのか。条例の解釈と考え方についてお聞かせください。

また、過労死ラインと言われる長時間働いている職員がいるのか、管理職も含めてお伺いたします。残念ながら過労死といった実態は、民間だけではなく公務職場においても発生しております。地方自治体においても、ほんの一例であります。標津町におきまして24歳という若さで自ら命を絶つという痛ましい事案も発生しております。

冒頭でお話ししたとおり、職員が生き生きと働くことが私たち市民の暮らしの向上につながるものであり、市の職員は市民に公共サービスを提供するという意味では、ある意味、公共財ではないかと考えます。全ての職員が長時間労働による健康被害に遭わないよう、適切な業務配分と人員配置がなされるよう切に望み、その考えをお伺いたします。

以上でこの質問を終わります。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 奥山議員の御質問にお答えします。

時間外勤務縮減プログラムは、長時間労働の抑制と総労働時間の短縮を図り、職員が心身ともに健康で、持てる能力を最大限に発揮できる職場環境づくりを目指し、平成30年10月に策定したもので、職位ごとの基本姿勢の明確化による職員の意識改革をはじめ、管理職のマネジメント強化と業務効率化によって時間外勤務の縮減を図るものです。

具体的には、部の運営方針、課の業務目標や日常業務の進捗管理、各職員の繁閑に合わせた協力体制の構築など、より計画的、能率的な業務遂行のため、グループウェアの業務遂行プログラムを活用した業務の見える化、所属長からの計画的な時間外勤務命令の徹底、時間外管理システムを活用した実績のリアルタイム管理と、時間外勤務状況の全庁的な情報共有、週休日勤務の振替の推進などに取り組んでいます。

その結果、時間外勤務時間総数は、導入前となる29年度の約3万6,000時間と比較し、令和元年度で38.1%減、2年度で62.7%減と年々減少している状況にあります。コロナ禍によるイベントや会議等の中止が大きく影響している一方で、コロナウイルス対策に係る業務が増加していることなど、3年間で単純に比較することはできませんが、時間外勤務縮減プログラムによる縮減効果が一定程度表れているのではないかと考えています。

次に、管理職も含めた時間外勤務と長時間労働の実態についてです。

お尋ねのありました士別市職員の勤務時間、休暇等に関する条例については、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき制定され、公営企業職員を除く全ての一般職職員に適用されることから、同条例第7条第2項に定める職員には、管理職も含まれるものと理解しています。議員お話のとおり、係長職以下の職員は、超過勤務命令簿によって命令時間及び実労働時間が管理され、時間外勤務手当の支給根拠としても明確となっておりますが、本市では管理職も含めた

職員の勤怠管理をグループウェアのタイムカードによって行うこととしており、時間外勤務手当が支給されない管理職についても同様の方法によって、労働時間の把握を行っています。

管理職への時間外勤務命令については、処理簿等で管理しているものではありませんが、管理職の職能として求めていることは、上司から示された執行方針の下で、事業計画の達成に向けて業務を遂行することであり、自己も含めた所属職員のマネジメントを行う中で、その一環として、必要に応じて時間外や祝日での勤務を調整することもあるものと考えています。

長時間労働については、1か月間におおむね100時間、あるいは連続して複数月にわたりおおむね80時間を超える時間外労働がある場合には、健康障害と、業務に相当程度の因果関係が認められる過労死ラインとされています。昨年度の時間外勤務の手当支給実績から、複数月にわたり連続して80時間以上の時間外勤務があった職員はいませんが、管理職において、タイムカード上で同様の条件に該当しているのは7名となっています。そうした基準を超えていなくても、平均45時間を超える時間外労働が行われた場合、健康障害と業務との関連性は強まっていき、その時間が長くなるにつれて、因果関係はより強まっていくとされています。

職員の健康と暮らしを守ることは、使用者として当然の責務であり、心身ともに健康で、自分の仕事にやりがいを持ち、十分にその能力を発揮することで、よりよい行政サービスが提供できるよう、管理職も含めた全職員の時間外労働縮減に取り組んでいかなければならないと考えています。

災害対応や予算決算業務、選挙執行、イベントなど、繁忙期の時間外勤務は避けられない面もありますが、将来の人口減少を見据えながら、機構改革や事務事業の見直しによる業務量の平準化、適正な人員配置はもとより、時間外勤務縮減プログラムの推進による、計画的かつ効率的な業務遂行により、長時間労働の抑制に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○議長（遠山昭二君） 奥山議員。

○5番（奥山かおり君） 再質問のほうをさせていただきたいと思います。

時間外勤務縮減プログラムによって一定程度の効果を発揮しているということと、一部の管理職の方にそのような実態があるということを確認させていただきました。管理職のみならずというか、職員の1分1秒正確な勤務実態を把握するというのはとても難しいことだと私も思っているところではありますが、一部の管理職が過労死ペースで働いている現状があったということは、やはり見過ごせないことだと思いますし、管理職の皆さんは、部下である職員のロールモデルでもあると思っております。令和3年度においては、まだ実績が出ていませんが、総体の業務量のほうは減っているとは思っておりませんし、また、属人化してしまっている仕事もあるのではないかと考えているところです。

第4回定例会一般質問の中でも、令和4年度の予算編成の質疑に対しまして、スクラップアンドビルドという言葉が答弁の中に出てきているんですけども、職員が潰されてしまっは元も子もないなと思っているんです。そして、これまで必要であるとして行ってきた300以上



もあります事業を、中から何かしらスクラップをするということは容易ではないということも予測できますし、また、令和4年度に向けて、新規事業ですとかワーキングチームの発足、DXのこと、またイレギュラーに起こる案件に対しても対応するといった様々な場面で、職員は大変でも使命感を持って一生懸命頑張っていくと思います。

これまで職員定数が減って、様々な機構改革を経て、今の組織形態となっているわけなんですけれども、例えば副長、係長を兼務発令されている職員の場合のケースになるんですけれども、係長から副長へと昇格となって、時間外手当は支給されず、管理職手当と置き換わる。適切な表現ではないかもしれないんですけれども、定額働かせ放題という形になってしまうのではないかと思うんです。具体的な数字を示すことは望みませんが、私なりのざっくりと計算した中でも、係長であれば恐らく20万円になるであろう時間外手当も、管理職手当の2万円程度と、一桁ぐらいは軽く違ってくるんじゃないかと思うんです。副長という職務も、職務給の4級の中に副長があつて、困難な業務をする係長もあつて、困難な業務を行う主任もあつて、そして5級の中には課長職、困難な業務を行う副長、職務の内容、責任などから見て、困難な業務を行う副長と同程度のものとして規則で定める職務という区分に4級、5級はなっておりますし、結果、係長から昇任したら基本給は上がるけれども、定時で帰れない限り、給料は下がるといった現象が起きると思っています。今、たまたま副長の例を挙げさせていただきましたが、目の前にいらっしゃる部長職の皆さんもそうですけれども、これらの管理職の働き方、今すぐ解決できるようなことではないということは、私のほうも重々承知はしているんですけれども、このような実態があるということについて、どのように思っているか一言いただけたらと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（遠山昭二君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 奥山議員の再質問にお答えいたします。

副長職、係長職における管理職時間外勤務手当の取扱い、考え方についてであります。

制度といたしましては、管理または監督の地位にある職員には管理職手当を支給するという事で、この中に副長が含まれております。この職員に対しては、時間外勤務手当は支給されないということで法令的な意味合いとして、管理監督者の位置づけというか、定義としては、いわゆる労務管理についても経営者と一体となつて行うような位置づけ、それぞれ自治体によって様々な形態があると思いますが、そういった位置づけとなっているという法令上の考え方があります。そういう意味では、管理職手当の中には時間外勤務も含まれているという考え方の下に、制度としては切り分けはされているわけなんですけれども、答弁で申し上げました管理職の長時間労働の実態があるということで、特に今般のコロナ禍、もしくはどうしても時期をずらせないような選挙事務、様々な局面において、こうした現象が避けられない場面というのは現状としても起こっているということで、そういった業務の運営をマネジメントする立場の管理職が非常にその責任において、業務を執行するためにやむなく長時間労働をしている実態というのはあると、こういう認識をしております。

この改善に向けては、いわゆるタイムカードによる時間管理においても、一般職員においても、単純にそこにタイムカードの時間と時間外勤務が同一かということ、そこはいろいろな状態で違う部分があると思うんですが、管理職においては、そういった部分の把握というのも完全にできていないというのも実態としてはあります。そうした中で、例えば、制度的には管理職員の特別勤務手当ということで、非常に長時間にわたる災害対応等については、別途、一部ですけれども、そういった手当制度というのもある中で、実態の勤務時間が、そういった非常に長時間、体、健康状態に影響があるような、そういったものは避けなければならないという意味では、こうした時間管理の取組については、管理職員についてもさらに努めていかないと考えておまして、その中で、今いろいろ御提言あったような様々な組織運営も含めて、全体的な、総合的な取組を進めていきたいという考えであります。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 1番 井上久嗣議員。

○1番（井上久嗣君）（登壇） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

新型コロナウイルスの感染猛威による様々な影響が世界的な広がりとなってから、もうすぐ2年を迎えようとしています。その間、日本経済が大きく落ち込み、いまだ、しっかりとした回復傾向が見られない中、新たな変異株の世界的な感染拡大も心配され、これから本格的な冬を迎えるに当たり、全国的な第6波の到来を予測する専門家も少なくありません。本市においても、昨年、今年と新型コロナの影響は大きく、飲食業においては度重なる時短営業や休業、酒類提供制限などの要請、小売業、宿泊業などにおいては、不要不急の外出自粛要請の影響を大きく受け、地域経済が大きく疲弊をしています。

今年においては、国は幅広い業種で受けられる一時支援金や月次支援金による支援策の実施、都道府県では緊急事態宣言時などにおける飲食店向けの支援策を進めており、北海道ではより対象を広げた特別支援金A、B、Cと支援を進めてきたところです。

北海道の特別支援金BとCは、国の一時支援金や月次支援金が売上げ50%以上を対象としているため、売上げ30%から50%未満の減少を対象として、救済枠を広げたものです。これらの国・道の支援策は、基本的には緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されている月が対象であり、他の月もコロナの影響が少なからずある中、万全なものではありません。特に国の支援策は、売上げが50%以上の減少を対象とするなど、ハードルが非常に高いものであり、少しでも支援の範囲が広がるように、各市町村では昨年来、様々な独自支援策を実施しています。

本市においては、その一つとして、新型コロナウイルス感染症対策第9弾による経営持続化応援金事業を、10月18日から11月26日までの申請期間で実施をいたしました。第3回定例会にて、事業費2,650万円を補正して実施されたものですが、本定例会初日の11月30日の市長の行政報告によりますと、26日現在、47件の申請を受け、25件の交付を決定したとありました。

そこで、お尋ねいたしますが、残り22件の交付決定の状況と最終的な交付実績をお知らせください。

次に、応援金は一律20万円であり、事業予算のうち交付金予算額が2,640万円ですから、最大132件の申請を想定したと思いますが、想定より非常に少ない結果に終わりましたが、本事業の決算見込みと執行残の見込額をお知らせください。

本事業は、本年1月1日から9月30日までの平均売上げが、令和元年または令和2年の同一期間の平均売上げを比較して、30%以上減少している事業者を対象としていましたが、国・道のように、どこかの月が対象になれば申請できる形と異なり、結果的に申請が難しかったのではないのでしょうか。私も、厳しい経営状況下でありながら残念ながら対象にならなかったなどの声をお聞きしています。そこで、申請が想定より非常に少なかった要因をどう分析されているのかお答えください。

さて現在、国は、本年11月から来年3月までの期間で、50%以上の売上げ減少と30%から50%未満の売上げ減少の二段階で、個人事業主と法人においては規模に合わせた支援金を支給する、事業復活支援金事業を開始に向けて準備が進められています。これは多くの疲弊した事業者に対して、さらなる支援策が必要との判断かと思います。

さて、例えば、小売業、卸売業の売上高に対する営業利益率は、通常1%から3%と言われており、仮に売上高が10%下がるだけで、多くの事業者は赤字経営となってしまいます。残念ながら、あらゆる支援金、応援金の基準の下限が、売上げ30%以上の減少となっており、多くの事業者は救われていないことが容易に想像できます。

そこで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の各種執行残、及び次回の地方創生臨時交付金を活用するなどして、広く給付を受けやすい、新たな応援金事業の早急な創設が必要と思いますが、考え方をお示しいただき、この質問を終わります。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 井上議員の御質問にお答えします。

初めに、経営持続化応援金事業の交付実績と決算見込みについてです。

本事業は、コロナ禍の影響を強く受ける小売業や生活関連サービス業、教育・学習支援業などを対象として実施をいたしました。今般の応援金事業における申請件数は47件で、このうち申請期限とした11月26日時点での交付決定件数は25件です。その後、審査中の22件について、17件は現在までに交付決定しておりますが、5件については支給要件に満たないことから応援金の対象外としたところです。本事業の決算額は840万円であり、2,640万円の予算額に対して、執行残額は1,800万円となります。

次に、申請が少なかった要因と分析についてです。

本事業の申請見込み件数は、市内事業者への聞き取りと過去実績から132件を想定しました。しかしながら、実際に申請のあった件数は47件、交付決定件数は42件となり、当初見込みに対して、31.8%の交付実績となりました。申請が少ない要因としましては、委員お話しのとおり、令和3年1月から9月までの9か月間の売上げ平均を比較対象としたことや30%以上の売上げ減少としたことなどが大きな要因と考えられます。通常営業を続けながら売上げが減少する事

業所もあれば、緊急事態措置により休業や営業時間の短縮を行うことで売上げが減少する事業者など、業種の違いにより影響の受け方は様々であり、このような状況から、売上げが減少する月や時期などにも大きく違いが出ると考えます。分析としては、経営状況の聞き取りで把握した実態との相違であり、業種によっては30%以上の売上げ減少を大きく上回るものもありましたが、影響は受けているが平均した売上げ減少としては、30%に満たないなどの実態もありました。長期間における平均値による比較だけではなく、短期間による平均値での比較方法や減少率の設定に段階を設けることなどで見込みに沿った申請となる可能性も想定されます。

今後は、市内事業所が受けるコロナ禍の影響を注視し、市が実施してきた支援策の検証結果や様々な支援事例を参考に影響を受けた多くの事業者が支援を受けられる手法を検討してまいります。

次に、地方創生臨時交付金を活用した、新たな応援金事業の創設についてです。

国においては、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中堅、中小、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、地域、業種を限定しない形で、来年3月までの事業見通しを立てられるよう規模に応じた給付金支給として、事業復活支援金の事業実施が閣議決定をされたところです。

本市においても、これまで様々な支援策を講じてまいりましたが、昨年から続く新型コロナの感染拡大による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響を受けた事業者は数多く、いまだ市内の経済状況は極めて厳しい状況にあります。この状況を的確に把握し、事業者へ必要な支援が行き届くよう、地方創生臨時交付金を活用した新たな支援策の創出は必要と考えるところですが、国が今後実施する事業復活支援金の動向や国の実施状況に合わせた道の支援策など、これまでの取組経過も鑑み、本市における支援策を検討する必要があります。これまでの本市における事業者支援経済対策の執行残による新たな支援策も検討いたしましたが、より効果的な支援策とするためには、11月に政府が閣議決定した、拡充される地方創生臨時交付金を活用することにより、事業者支援の実効性をより高められると考えているところです。

なお、支援策の創設に当たっては、商工会議所、商工会、各事業団体などとも十分に議論し、迅速に対応していく考えです。

以上申し上げ、答弁いたします。 （降壇）

○議長（遠山昭二君） 井上議員。

○1番（井上久嗣君）（登壇） 民間の調査会社等によりますと、特に今年、ここ二、三十年の間に非常に劇的に倒産が少ないという状況が続いています。これは実は、昨年、今年行われた、国が主導的に行ったいわゆるコロナ融資、3年据置き等で、キャッシュが今のところ何とかなっているということの影響が大きいじゃないかという分析がございます。逆に言うと、融資を受けて1年以上たっというらっしゃる中小企業が多いのです。そうすると、もう1年か1年半すると返済が始まるということになりますので、その体力がぎりぎりもっているところが多いので、ぜひ、今、前向きのお話をいただきましたので、十分御検討いただきたいということ

をお願いして、次の質問に行きます。

2つ目の質問をいたします。

士別市まちづくり基本条例が平成24年4月1日から施行されてから、9年目となりました。この間、本庁舎の改築もなされました。まちづくり基本条例の第13条第1項には、行政は自らの判断と責任において、公正かつ誠実に事務を管理し、執行する責務を有しますとあり、第2項には、行政は、広く市民の意思を反映した行政運営を行うため、情報共有や市民参加を進め、市民との連携・協力を図りながら事務・事業を執行しますとあります。まさに、機能的な新庁舎により、市民の利便性が高くなったことはもとより、職員においては第1項、第2項を実践する上において、仕事のしやすい事務、職場環境が構築されたものと考えます。そして、第3項には、行政は、事務・事業を効果的かつ効率的に執行しますとあります。この条項の推進においても、新庁舎の環境はより進められやすい形となりました。

さて、行政改革という言葉がありますが、時代の変化は加速度的に進んでおり、常に時代に合わせた行政改革を進めていかなければならないのは、私が言うまでもありません。行政改革には多くの事例があり、様々なセミナーや会議が行われています。ICT、ネット時代とはいえ、百聞は一見にしかずのとおり、成功例の実例を直接見聞きすることは大いに参考となるものです。例えば、全国都市改善改革実践事例発表会や改善サミット、行革甲子園などいろいろあるようですが、現在までどのようなものに参加して、実際に参考にした事例はあるのでしょうか。

また、行政改革、事務効率の向上のためのノウハウ収集はどのようにされてきたのでしょうか。

さて、庁舎改築移転に向けて、ファイリングシステムを導入したことは大きな成果と考えます。大幅な文書削減、文書管理方法の刷新、省スペース化と事務の効率化が進んだものと思いますが、現時点での効果と、事務執行上での定着度合いをお知らせください。

次に、自治体DXについてお伺いします。

本年9月1日にデジタル庁が発足し、自治体DXの取組を加速する動きが全国で活性化をしています。DXとはデジタルトランスフォーメーションのことで、自治体DXとはデジタル技術による行政サービスの改革であり、総務省ではデジタル化による一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化と示しています。

その意義として、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるデジタル技術やAI等の活用により、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていく、データ様式の統一化・多様なデータの円滑な流通と定義されています。

現在まで、国は全く汎用性のない特定のコンピューターシステムを個々に開発し、その導入を各自治体に強いてきました。さらに、自治体独自に構築したシステムが混在するなど、国主導で標準仕様を構築、整備するには、まだまだ時間を要するものと考えますが、自治体DXが

叫ばれる背景と、本市が現在どのような調査・研究をされているのかをお答えください。

あわせて、電子決裁や行政文書の電子化の推進も将来的には避けられないことと思いますが、現時点での考え方をお伝えください。

さて、自治体における民間活力の活用についてです。

民間活力の活用というと、民間委託、指定管理、PFIなどの公共事業の手法を真っ先に頭に浮かべますが、今回、御提案するのは、行政の事務効率化における民間活力の活用のことです。

さきに述べました自治体DXの定義の一つ、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくと同じ考え方です。これには、先行自治体が多くあります。例えば、福島県伊達市で行っている、トヨタ生産方式。いわゆるカイゼン活動を行政業務に取り入れ、無駄の排除、事務の効率化を進めながら意識改革につなげている事例です。同様のトヨタ方式は、鳥取県も早期より進めています。私はトヨタ工業学園を視察させていただいたことがあります。徹底的に整理された教室や実習室などに感心するばかりでしたが、教職員室を拝見したところ、ぴかぴかのデスクにノートパソコン1台のほかには何もない形でのデスクワークをされており、不在の方のデスクには何も置いていない状態には驚くばかりでした。

10月22日、士別市とトヨタ自動車士別試験場は包括連携協定を締結しました。この協定では、安全・安心な地域づくりや環境保全、人材育成、スポーツ合宿など幅広い分野で両者が連携しながら、まちづくりの推進を図っていくとしています。このように本市は、トヨタ自動車をはじめ、多くの進出立地企業との深いつながりがあります。

本市のような多くの地方都市は、今後も急速な人口減少が進み、行政職員数も減少傾向が続く中、行政運営の効率化は進めざるを得ません。本市立地企業の御協力をいただき、民間企業の視点から、事務の効率化のノウハウやアイデアを教授いただく機会をぜひつくるべきと考えますが、お考えをお聞かせいただき、この質問を終わります。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、行政改革や事務効率の向上などに向けたノウハウの収集についてです。

本市では、まちづくり総合計画を着実に実行するため、これまでの行財政改革の取組をさらに進めることを目的に士別市行財政運営戦略を策定し、その具体的な取組内容や実施時期については、士別市行財政運営戦略実施計画に基づき進めています。

井上議員からお話のあったような行革甲子園などの発表会に参加した事例はありませんが、例年、全道市長会が開催する各業務の担当課長や担当者の事務研究会において、事例発表や意見交換を行っています。また、官庁・自治体向けサイトにおいては、業務改善の先進事例として、本市のキャッシュレス決済や時間外勤務縮減プログラムなどの取組を公表しています。

事務効率の向上に向けては、令和元年度から毎年、外部講師による仕事の効率アップ研修を実施し、効率を上げるための段取りやスケジューリング、業務改善等の手法を専門家から学ん

でいるところです。

次に、ファイリングシステム導入の効果と事務執行上での定着度合いについてです。

新たな公文書管理の方法として、平成30年度から段階的に導入しているファイリングシステムの効果としては、議員お話のとおり、大幅な文書量の削減や文書のデータベース化による検索性の向上、また、そこから波及する職員の執務環境改善に対する意識改革などが挙げられます。特に、これまで統一化が難しかった書類の保管先を、所属職員全員でルール化し、情報共有することで、短時間で文書検索が可能となり、その結果、職員の政策立案の質、効率の向上と執務環境整備に対する意識改革が広がったと捉えています。また、文書量を削減した面積換算では200平方メートル以上に及び、新庁舎建設費の単価で計算すると約7,900万円となるということです。

事務執行上の定着については、ファイリングシステムの導入は全庁を4ブロックに分け、段階的に実施しており、導入後の2年間は専門講師による維持管理研修を実施して、システムの定着を図ることとしています。今年度で最後の導入ブロックが研修を修了する予定でしたが、新型コロナウイルス感染防止のため実施できない状況が続き、現在、全国的に感染者数が減少傾向にあることから研修の再開を検討しています。

また、システムの定着には少なくとも10年程度を要すると言われており、今後においては、行政文書管理士の資格を有する職員の計画的増員や文書管理委員会の設置検討を行い、これまで研修講師から受けてきた実地指導等についても、自主管理の下で定期的に行える体制を構築し、システム定着を図っていきたいと考えています。

次に、自治体DXの導入が進められている背景と調査・研究状況、電子決済や行政文書の電子化に対する考えについてです。

自治体DXの目的や定義は、議員お話のとおりですが、その導入が進められている背景には、サービスの迅速な提供や今後も続くことが予想される自治体職員の減少、住民の多様化する行政ニーズに対応していく必要があるためと考えます。

本年7月に、総務省から自治体DX推進手順書が示され、自治体情報システムの標準化、共通化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI、RPAの利用促進など、14項目の自治体における重点取組事項とその内容について、概要が示されたところです。特に時間を要すると想定される自治体システムの標準化、共通化については、令和7年度までに実施することが必須となっています。昨年9月の住民記録システム標準仕様書の第1版から始まり、今年8月には税務システム標準仕様書第1版と、住基記録システム標準仕様書の第2版が示され、システムベンダーとともに仕様の確認を行っており、今後は仕様変更による具体的な業務フロー見直しの分析などを行う必要があります。また、先行して実証実験に参加している自治体から、具体的な情報を得られることから、引き続き情報収集と分析を進めていきます。

そのほか、現在取組を進めているものとしては、昨年度からパソコンを使って行う作業を登

録して自動化する、ロボティック・プロセス・オートメーション、通称RPAの活用を庁内で推進しており、昨年度においては、税務課、総務課、都市マネジメント課で実証実験を行った結果、約150時間の勤務時間短縮につながったところです。電子決裁や行政文書の電子化についても新型コロナウイルスの感染拡大によるテレワークの普及に伴い、必要性が高まっていると認識していることから、自治体DXと併せて、調査・研究に努めてまいります。

次に、本市立地企業の事務効率化ノウハウやアイデア導入の考えについてです。

議員からお話のとおり、トヨタ自動車のカイゼンの取組は全国的にも業務効率化の見本とされ、自治体で導入されている事例があります。本市においても、平成28年にトヨタ工業学園の合宿研修が本市で実施されている御縁から管理職研修として学園長の講話をいただき、翌年には、トヨタ自動車職員の方から、職員研修として、トヨタの生産方式や現場改善から学ぶ職場づくりについて勉強会を開催した経過があります。今回、人材育成を含めた包括連携協定を締結させていただいたトヨタ自動車士別試験場をはじめ、本市立地企業の業務効率化や職員の意識改革の取組について、さらに連携を図る中、情報交換等をさせていただきたいと考えています。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 井上議員。

○1番（井上久嗣君） 本市、小さな都市ですけれども、非常にほかの自治体に比べて大手の立地企業には結構恵まれていますし、またその関わりも深いですので、ぜひ、前向きな答弁もいただきましたが、具体的に民間のいい意味での活力を活用させていただくということで進めていただければありがたいなと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（遠山昭二君） これにて一般質問を終結いたします。

---

○議長（遠山昭二君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時50分散会）